

長南町地域防災計画

【大規模事故編】

第1章 総 論

第1節 計画の方針

■ 第1 計画の目的

近年における市街地の開発、社会基盤の整備等による社会の高度化、複雑化に伴い、社会的な事故の発生により、生活に多大な影響を及ぼすようになった。そのため、これらの事故から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的に本計画を策定する。

■ 第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

なお、その他の大規模事故に類する災害については、この計画を適用するとともに、本計画に規定されていない事項は、風水害編を準用する。

■ 計画の対象とする災害

- | | |
|----------|-----------|
| ① 大規模火災 | ② 林野火災 |
| ③ 危険物等災害 | ④ 航空機災害 |
| ⑤ 道路災害 | ⑥ 放射性物質事故 |

■ 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要がある時は、速やかに防災会議に諮り修正するものとする。防災関係機関は、自己の所管する事項について検討し、計画修正案を長南町防災会議（事務局：長南町総務課）に提出するものとする。

第2節 対策の方針

第1 長南町

大規模事故災害は、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的であり、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網等が機能している。

また、住民生活への影響範囲も大きくはないため、事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

- ① 一刻も早い人命救助と二次災害の防止を図ること
- ② 正確な情報を収集し、事故の影響から住民の安全を図ること
- ③ 被災した住民等へ必要な支援を行うこと

第2 対策の実施者及び役割

大規模事故災害対策は、原則として、第1に事故の原因者、所管施設の管理者、第2に長生郡市広域市町村圏組合消防本部（以下「消防本部」という。）、警察署等が、救出、救急、消火等の対策を実施することになる。

事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、長南町の機能をもって応急対策を実施する。

各機関の業務大綱及び所掌事務、本計画に記載のない事項は、長南町地域防災計画（風水害等編）の規定に準ずるものとする。

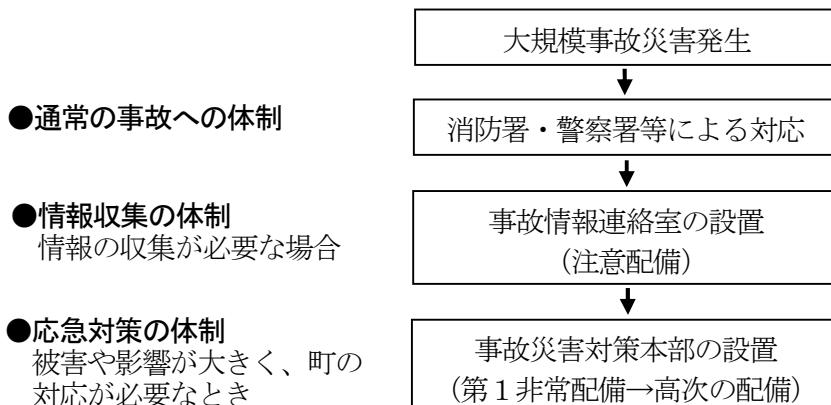
なお、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、長南町又は千葉県は、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3 長南町の配備体制

大規模事故災害が発生した場合は、町役場庁舎2階総務課に事故情報連絡室を設置し、必要な要員を動員し、情報収集、連絡を行う。

大規模事故の状況により各課における対策が必要な場合は、町長を本部長とする事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。



|| 第4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

建設課は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

(1) 建築物の防火規制

建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び建築基準法第23条による外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 不燃化促進事業

避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

建設課は、延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大を図るために次の対策を行う。

- ① 緑地保全地域の指定
- ② 公園等への防災施設の整備、火災に強い樹木の植栽
- ③ 街路の整備

3. 新市街地の開発等

建設課は、既存市街地の隣接区域における新市街地の開発や、新たな宅地開発等各種開発計画が実施される場合は、公園・広場といったオープンスペースの確保を図るよう指導し、火災等に対する安全なまちづくりを促進する。

4. 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動週間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5. 建築物の防火対策

消防本部は、次のように建築物の防火対策を行う。

- ① 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。
- ② 特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。
- ③ 住宅用防災機器の設置

消防法第9条の2による住宅用防災機器の設置義務化を受けて改正された長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に基づき、すべての住宅（寝室、階段、台所等）に住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）又は住宅用防災報知設備（住宅用火災報知設備）を設置するように指導する。

6. 文化財の防火対策

消防本部及び教育課は、文化財の所有者又は管理者に対して、下記事項を指導する。
なお、防火施設の整備に当たっては、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（文化庁、令和3年12月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。

（1）消防設備の設置・整備

- ① 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等の設置
- ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等の設置

（2）防火管理

- ① 定期的な巡回と監視
- ② 危険箇所について消防機関から指導を受ける
- ③ 消防法等に基づく防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画の作成
- ④ 毎年1月26日を文化財防火デーとして、消防機関と教育委員会等の協力のもと文化財建造物の消火訓練を行う

7. 消防組織及び施設充実

総務課及び消防本部は、消防職員及び団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

|| 第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総務班は、火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総務班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防本部は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。
また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、千葉県、他市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

6. 避難

総務班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設す

る。

消防団、区長・自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

総務班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

8. 広報活動

企画財政班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等による広報活動を行う。

第2節 林野火災対策計画

第1 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがある。そこで、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 広報宣伝

消防本部及び総務課は、次の方法により林野火災の予防に関する広報を行う。

- ① テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災行政無線、回覧板等の各種広報などによる住民への注意
- ② 学校教育における児童・生徒への指導
- ③ 山火事予防運動の実施

2. 法令による規制

消防本部及び総務課は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- ① 長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）
- ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
- ③ 火入れの許可制の励行（森林法第21、22条）

3. 予防施設の設置

消防本部は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸いがら入れの保持の徹底を図る。

4. 林野等の整備

産業振興課は、火災の危険性が高い林野等の林道の整備と維持管理、既設の防火線の効果維持のため下刈り等を行なう。

5. 林野火災特別地域対策事業

産業振興課は、林野火災特別地域に指定された場合、千葉県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

6. 消防計画図の作成等

消防本部は、消防計画のなかにも、林野火災消防計画を取り入れる。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総務班は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総務班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた直ちに範囲から千葉県に報告する。

3. 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

4. 救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

5. 立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6. 避難

総務班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 広報活動

企画財政班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等による広報活動を行う。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

- ① 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
 - ② 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
 - ③ 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
 - ④ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
 - ⑤ 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など
- なお、道路上での危険物等の災害については、第5節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

第2 予防計画

1. 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2. 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

3. 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総務班及び消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、千葉県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

3. 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、千葉県、他市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

6. 避難

総務班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示を伝達し、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

総務班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

8. 広報活動

企画財政班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等による広報活動を行う。

9. 環境汚染対策

生活環境班は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大防止を行う。

第4節 航空機災害対策計画

|| 第1 基本方針

町域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める計画とする。

|| 第2 予防計画

総務課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

|| 第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総務班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を千葉県、消防本部及び関係機関に連絡する。

3. 消防活動

消防本部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、千葉県及び他市町村に応援要請をする。民間の協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5. 遺体の収容

生活環境班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6. 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。長南町は、防災行政無線を通して広報に協力する。

7. 広報活動

企画財政班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等による広報活動を行う。

8. 防疫・清掃

健康保険班及び生活環境班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、千葉県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、風水害等編の定めにより行う。

9. 避難

総務班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

10. その他支援

総務班及び関係各班は、千葉県、原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第5節 道路災害対策計画

|| 第1 基本方針

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故による多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

|| 第2 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

|| 第3 災害応急計画

1. 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、茂原警察署、消防本部等に通報する。

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

総務班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、千葉県、他市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

6. 避難

総務班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 広報活動

企画財政班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等による広報活動を行う。

第6節 放射性物質事故対策計画

|| 第1 基本方針

1. 基本方針

長南町及び千葉県には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等取扱施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画」として、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等取扱事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

(1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

核燃料物質使用事業所において人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等が発生することが予想される。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

(3) 他県事故に伴う長南町への影響想定

茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

|| 第2 予防計画

1. 放射性同位元素取扱事業所に係る事故予防対策

放射性同位元素取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、千葉県、長南町、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

2. 放射性物質取扱事業所の把握

消防本部及び総務課は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3. 放射性物質事故発生時の体制整備

総務課は、次の対策の実施を検討する。

- ① 情報収集、連絡体制
- ② 応急活動体制
- ③ 避難誘導体制
- ④ 防災教育、防災訓練

|| 第3 災害応急対策計画

1. 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業所の事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、千葉県、長南町、警察、消防及び原子力規制庁又は文部科学省原子力安全委員会等通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故の種類
- ② 事故発生の時刻
- ③ 事故発生の場所及び施設
- ④ 事故の状況

- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
 - ⑥ 予想される被害の範囲及び程度等
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 被害状況の報告
放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、総務班は、千葉県に通報する。
また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から千葉県に報告する。
- ### 3. 事業者による応急対策活動の実施
- (1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動
放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策
原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、環境放射線モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。
また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

4. 緊急時の環境放射線モニタリング活動の実施

- (1) 県による環境放射線モニタリング
千葉県は、必要に応じ放射線モニタリング等連絡会議を設置し、国や国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握する。
長南町はそれに必要な協力をを行うものとする。
環境放射線モニタリング項目は次のとおりである。
- ① 大気汚染調査
 - ② 水質調査
 - ③ 土壌調査
 - ④ 農林産物への影響調査
 - ⑤ 食物の流通状況調査
 - ⑥ 市場流通食品検査
 - ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
 - ⑧ 廃棄物調査
- (2) 町による環境放射線モニタリング
生活環境班、産業振興班及び教育班は、必要に応じて独自に農産物、学校等のグラウンド、学校給食食材等の放射性物質の検査を実施し、ホームページ等で公表する。

5. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

千葉県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム (セシウム 134 及びセシウム 137)
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

6. 消火活動

放射性物質取扱事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

7. 避難等の防護措置

千葉県は、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

総務班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

8. 広報活動

企画財政班は、地域住民等の民心安定のため、放射性物質事故等に係る安心情報、環境放射線モニタリング結果等を、防災行政無線（戸別受信機、固定局）、広報車、長南町ホームページ等により広報する。

また、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設し問い合わせに対応する。

9. 広域一時滞在

(1) 町外への広域一時滞在

総務班は、町外へ避難が必要な場合は、広域一時滞在の手続きを県に要請する。

避難後は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる被災者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(2) 広域一時滞在の受け入れ

総務班は、千葉県から町外からの被災者の受け入れについて協議があった場合は、受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。その場合、被災者に対し公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供、情報提供に努める。

|| 第4 災害復旧計画

1. 汚染された土壤等の除染等の措置

町は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壤等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者は、国、千葉県、長南町及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2. 各種制限措置等の解除

町は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除を要請する。

3. 健康被害の調査

県及び健康保険班は、住民等の健康被害について、長生健康福祉センター等と協力して調査、相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

千葉県は、国、町等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

放射性物質取扱事業所の事業者は、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を行うものとする。

千葉県は、国、町等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壤等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。